

あいち技能伝承バンク



登録
しよう

「あいち技の伝承士」登録者の募集

中小企業や工業高校等で技能指導を行う
講師を募集します

あいち産業人財力強化プロジェクト
イメージキャラクター「アイチータ」

中小企業の若手技能者（外国人技能実習生を含む。）や工業高校生等の技能向上や、各種技能競技大会に出場する選手の強化を図るため、指導力に優れた企業OB等の熟練技能者に「あいち技能伝承バンク」に登録していただき、県内の中小企業や高校等での実技指導の講師として活動していただきます。

この度、バンク創設に伴い、講師登録者「あいち技の伝承士」を募集します。

1 講師登録のしくみ

バンクへのご登録をお考えの方は、愛知県産業人材育成課技能振興グループにご連絡ください。登録申請いただいた後、県が実技指導の講師「あいち技の伝承士」として認定・登録した場合は、県Webページで公開し、中小企業や高校等からの要請に応じ、講師紹介します。

- ・現場での指導実績が豊富な方
- ・あいち技能マイスター
- ・優秀技能者表彰の受賞者（あいちの名工）
- ・認定職業訓練実施事業所・団体の指導者
- ・ものづくりマイスター 等

登録

募集

あいち技能伝承バンク

あいち技の伝承士

（県 Web ページで紹介）

講師氏名、職種、指導実績、得意分野、指導可能エリアや曜日など指導条件、その他講師の同意事項等）

フォローアップ会議

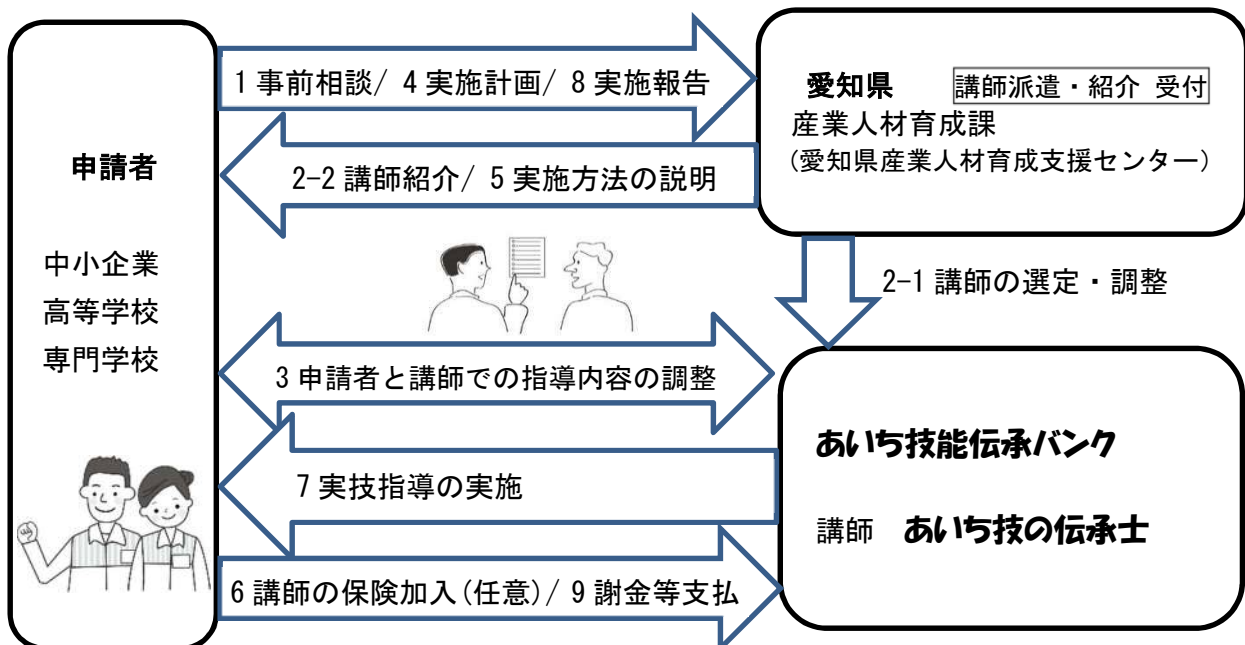
愛知県

バンク 受付

産業人材育成課
（技能振興グループ）

2 講師紹介のしくみ

県が中小企業や高校等からの講師紹介の事前相談を受け、講師が紹介可能な場合は、県産業人材育成支援センターから申請者に講師の連絡先を伝え、その後は申請者と講師とで指導内容を決めていただきます。



3 「あいち技の伝承士」の認定基準及び方法

(1) 認定基準

次のア～ウの条件をすべて満たす方

- ア 愛知県に在住又は愛知県内の事業所にお勤めの方
- イ モノづくり分野における後進の技能指導に意欲的で、現場での指導実績があり、中小企業等への派遣指導に協力いただける方
- ウ 派遣指導を個人として引き受けられる方

(2) 認定方法

県産業人材育成課担当者によるヒアリングを経て、産業人材育成課長が「あいち技の伝承士」として認定し、3年間活動していただけます。なお、更新時は、再度、ヒアリングを行います。

4 主な活動内容

- ・中小企業が必要としている従業員を対象としたオーダーメイド型の技能指導
 - ・技能実習生の技能検定に向けた技能指導（日本語での指導が前提）
 - ・高等学校、職業能力開発施設等における技能指導
 - ・小学校、中学校等におけるものづくり体験教室等での活動 等
- （指導例）技能検定や技能競技大会の課題を教材とした指導、多能工を目指した新たな作業の実技指導、効率的な作業方法を身につけるための現場指導、座学など

5 登録申請の方法

産業人材育成課担当者が、下記の日程により、指導実績や指導条件のヒアリングを行いますので、希望日の2日前までに事前予約を行ってください。登録申請について詳しくは、ヒアリング時にご説明いたします。登録者情報は、愛知県産業人材育成課Webページで公開します。

（ヒアリング会場及び日程）

会場	日程
愛知県庁西庁舎8F 産業人材育成課	【通年】土、日及び祝日を除く毎日 午前9時～午後5時
愛知県庁西庁舎7F 第15会議室	4/14(土)、4/21(土)、5/12(土) 午前10時～午後4時



登録申請書の提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県産業労働部労政局産業人材育成課 技能振興グループ

県産業人材育成課
Web ページ
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/bank.html>
登録申請書様式は、
こちらからダウンロード

6 その他

平成30年7月3日(火)に登録者を対象としたフォローアップ会議を開催し、事業説明と登録者同士や県の職業訓練関係者等の交流会を予定しています。

問合せ先

- ①愛知県産業労働部労政局 産業人材育成課
技能振興グループ【制度全般・登録申請に関すること】
電話 052-954-6375(ダイヤル)
- ②愛知県産業人材育成支援センター【講師紹介に関すること】
電話 052-954-6717(ダイヤル)
E-mail (①・②共通) sangyo-jinzaisien@pref.aichi.lg.jp (QRコード利用可)

